

ネーミングライツパートナー
選考基準

令和 4 年 7 月改訂
茅ヶ崎市

目次

I	総則.....	1
II	選考体制.....	1
III	選考方法概要.....	1
IV	資格選考（資格要件の確認）.....	1
V	提案選考（提案内容の評価）.....	3

別紙

I 総則

このネーミングライツパートナー選考基準（以下「選考基準」という。）は、「ネーミングライツ導入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、ネーミングライツの優先交渉権者を公正に選考するためのものである。

II 選考体制

関係部局の職員からなる「ネーミングライツパートナー選考委員会」（以下「選考会」という。）を設置し、選考会において選考を実施する。

なお、選考会は、次の委員をもって組織する（「選考会設置要綱」参照）。

委員長	企画部長
副委員長	総務部長
委員	財務部長
委員	対象施設等所管部局長

III 選考方法概要

「優先交渉権者の選定」（別紙参照）の選考方法は、資格選考（資格要件の確認）及び提案選考（提案内容の評価）により実施する。

IV 資格選考（資格要件の確認）

資格選考は、次の1～5を確認し、ネーミングライツパートナーとしての適否を判断する。

1～5のうち、一つでも資格不備の場合には、応募者を失格とします。

資格選考のうち、1～4については、該当施設等の所管課が、応募者が提出した応募書類等に基づき、資格要件の確認を行い、結果を選考会に報告することとします。

1 応募方法（施設等所管課による確認）

(1) 募集期間内の応募か否かであるかの確認を行う（当該ネーミングライツパートナー募集要項参照）。

(2) 次の申込書及び関係書類の確認を行う。

ア ネーミングライツパートナー申込書

イ 社会貢献（地域貢献）への取り組み ※指定管理者制度導入施設の場合は除く

ウ 希望するパートナーメリット ※提案希望者のみ提出

エ 定款、規約又はこれに類する書類及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）

オ 直近3箇年分の決算書類

(ア) 申告書

(イ) 決算書（決算報告書【貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書】）

(ウ) 内訳書（勘定科目内訳明細書）

カ 主たる事業所の直近3箇年分の国税（法人税）、消費税及び地方消費税、都道府県税（法人事業税）、市町村税（法人住民税）の未納がないことを証する書類（未納の税額がないこと及び納税額が分かるもの）

納税義務のないものにあつては納税義務がない旨の申立書

2 愛称付与の条件（施設等所管課による確認）

施設等の特性に応じて、必要により、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が募集要項に定める条件を満たした愛称であるかの確認を行う（当該ネーミングライツパートナー募集要項参照）。

3 使用を禁止する愛称（施設等所管課による確認）

愛称が次のいずれかに該当しないかの確認を行う。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性・宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他について主義又は主張に当たるもの
- (6) その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

4 応募資格（施設等所管課による確認）

次の応募資格をすべて満たしているかの確認を行う。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有すること、破産者で復権を得ていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により茅ヶ崎市における一般競争入札の参加を制限されていないこと
- (3) 茅ヶ崎市から指名競争入札の参加資格の停止の措置を受けていないこと
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (6) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当しないこと
- (7) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反していないこと
- (8) 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- (9) 政治性又は宗教性のある事業を行っていないこと
- (10) その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当ではないこと

5 応募者の経営の安定性等（選考会による確認）

申込関係書類である「直近3箇年分の決算書類（申告書、決算書、内訳書）」から、応募者の経営の安定性等の確認を行う。

指定管理者制度導入施設において、指定管理者に応募する者がネーミングライツパートナーに申し込む場合に限り、指定管理者選定等委員会の選考を準用し、結果を選考会に報告することとする。

V 提案選考（提案内容の評価）

1 直営施設の提案選考

IVの資格選考で資格要件を満たしている応募者を対象に、次の「愛称」（30点）、「契約期間」（15点）「社会貢献（地域貢献）の取り組み」（10点）、「ネーミングライツ料」（45点）の各選考項目について、評価ポイントに基づき評価を行い、各評価ポイントが設ける配点において、その評価の点数化を行う。

点数化の結果、各委員の合計点数が最も高い応募者を優先交渉権者に選定し、次点以下の順位についても決定する。

なお、各委員の合計点数が6割以下の場合には、応募者を失格とする。また、合計点数の最も高い応募者が同点で複数となった場合には、ネーミングライツ料の点数が最も高い応募者、次に契約期間の点数が最も高い応募者の順で優先交渉権者とする。

(1) 愛称（配点：30点） ※委員1名30点×委員数

愛称について、次のとおり、「分かりやすさ」（10点）・「呼びやすさ」（10点）・「施設等のイメージと合っているか」（10点）といった評価ポイントから、5段階評価を行い、その評価点を2倍して得た点数とする。

評価ポイント（配点）	評価点					点数
	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	
愛称（合計30点）						
分かりやすさ（※1）（10点）	1	2	3	4	5	評価点×2
呼びやすさ（※2）（10点）	1	2	3	4	5	評価点×2
施設等のイメージと合っているか（10点）	1	2	3	4	5	評価点×2

※1 分かりやすさとは、理解できる、簡単である（複雑でない）ことをいう。

※2 呼びやすさとは、親しみやすい、読みやすい、聞き取りやすいことをいう。

(2) 契約期間（配点：15点） ※委員1名15点×委員数

契約期間について最も長い期間を提案した応募者に、配点の満点である15点を点数とする。他の応募者の点数は、その契約期間を最も長い契約期間で除して算出した率を配点の満点である15.0点に乗じて得た点数とする。

【基本算定式】 $15 \text{点} \times (\text{提案契約期間} \div \text{最長提案契約期間}) = \text{点数}$

【例①】 A者：5年、B者：4年、C者3年

A者： $15 \text{点} \times (5 \text{年} \div 5 \text{年}) = 15 \text{点}$

B者： $15 \text{点} \times (4 \text{年} \div 5 \text{年}) = 12 \text{点}$

C者： $15 \text{点} \times (3 \text{年} \div 5 \text{年}) = 9 \text{点}$

(3) 社会貢献（地域貢献）の取り組み（配点：10点） ※委員1名10点×委員数

社会貢献（地域貢献）の取り組みについて、次のとおり「理念」（5点）・「実績及び今後の計画」（5点）といった評価ポイントから、5段階評価を行い、その評価点で得た点数とする。

評価ポイント（配点）	評価点					点数
	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	
社会貢献（地域貢献）の取り組み（合計10点）						
理念（5点）	1	2	3	4	5	評価点×1
実績及び今後の計画（5点）	1	2	3	4	5	評価点×1

(4) ネーミングライツ料（配点：45点） ※委員1名45点×委員数

ネーミングライツ料について最も高い金額を提案した応募者に、配点の満点である45点を点数とする。他の応募者の点数は、そのネーミングライツ料を最も高いネーミングライツ料で除して算出した率を配点の満点である45.0点に乗じて得た点数とする。

なお、応募者のネーミングライツ料が、市の希望するネーミングライツ料未満の場合は、「市の希望するネーミングライツ料」を「最も高い金額を提案した応募者のネーミングライツ料」に置き換えて点数を算出する。

また、応募者のネーミングライツ料が、市の希望するネーミングライツ料の50%以下の場合、0点とする。

【基本算定式】 $45 \text{ 点} \times (\text{提案ネーミングライセンス料} \div \text{最高提案ネーミングライセンス料}) = \text{点数}$

【例①】 市：100万円、A者：200万円、B者：150万円、C者50万円

A者： $45 \text{ 点} \times (200 \text{ 万円} \div 200 \text{ 万円}) = 45 \text{ 点}$

B者： $45 \text{ 点} \times (150 \text{ 万円} \div 200 \text{ 万円}) = 33.75 \text{ 点}$

C者：提案金額が市の希望するネーミングライセンス料の50%以下=0点

【例②】 市：100万円、A者：80万円、B者：50万円

A者： $45 \text{ 点} \times (80 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円}) = 36 \text{ 点}$

B者：提案金額が市の希望するネーミングライセンス料の50%以下=0点

【例③】 市：100万円、A者：80万円、B者60万円

A者： $45 \text{ 点} \times (80 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円}) = 36 \text{ 点}$

B者： $45 \text{ 点} \times (60 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円}) = 27 \text{ 点}$

2 指定管理者制度導入施設の提案選考

指定管理者制度導入施設においては、次の順序で評価審査を行う。

- ① IVの資格選考で資格要件を満たしている応募者を対象に、事務局にて、ネーミングライセンス料を評価基準に基づき点数化する。(5点満点)

なお、資格選考5については、次のとおりとする。

指定管理者に応募する者がネーミングライセンスパートナーに申し込む場合は、指定管理者選定等委員会の選考を準用するため、②の段階での確認となる。指定管理者選定等委員会の審査の結果、資格要件を満たさなかった場合は、当該応募者は失格となり、その応募者のネーミングライセンス料を下回っていた応募者の点数を繰り上げすることとする。

指定管理者に応募する者が指定する事業者がネーミングライセンスパートナーに申し込む場合は、指定管理者選定等委員会の審査の前までに選考会の委員が確認し、事務局に報告することとする。

- ② ①について指定管理者選定等委員会へ事務局より報告し、指定管理者の審査の最終評価点に加算する。なお、応募者が4者以上の場合については、指定管理者の書類審査、面接審査のどちらにおいても評価点に加算するものとする。(指定管理者の候補者の選定)
- ③ 選考会にて、指定管理者の候補者となった応募者の提案する愛称について、評価ポイントに基づき点数化し、併せて、パートナーメリットについて、施設所管課の意見を附して審査を行い、優先交渉権者及び愛称の選定を行う。なお、愛称については、市と協議の上決定することとする。

(1) ネーミングライツ料（配点：5点）

ネーミングライツ料については下表の評価基準に従い、事務局にて評価を行う。

【ネーミングライツ料評価基準】

※市の設定金額以上の場合、配点に2点加算する。

ネーミングライツ料評価基準	配点
提案があった中で最も高い金額	3点
提案があった中で2番目に高い金額	2点
提案があった中で3番目以降に高い金額	1点
市の設定金額の5割以下	失格

なお、応募者のネーミングライツ料が、市の希望するネーミングライツ料の50%以下の場合、失格とする。

(2) 愛称（配点：15点）※委員1名15点×委員数

愛称について、次のとおり、「分かりやすさ」（10点）・「呼びやすさ」（10点）・「施設等のイメージと合っているか」（10点）といった評価ポイントから、5段階評価を行う。

評価ポイント（配点）	評価点				
	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている
分かりやすさ（※1）（5点）	1	2	3	4	5
呼びやすさ（※2）（5点）	1	2	3	4	5
施設等のイメージと合っているか（5点）	1	2	3	4	5

※1 分かりやすさとは、理解できる、簡単である（複雑でない）ことをいう。

※2 呼びやすさとは、親しみやすい、読みやすい、聞き取りやすいことをいう。

ネーミングライツ導入手続きの流れ

直営施設

指定管理者制度導入施設

